



福岡市長 高島 宗一郎 様

福運協第3号
令和4年2月4日

福岡市国民健康保険運営協議会
会長 榑木 晶子



令和4年度 福岡市国民健康保険事業の運営について (答申)

令和4年1月24日付け、保保年第308号にて貴職から諮問を受けた令和4年度福岡市国民健康保険事業の運営について、慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 被保険者一人あたり保険料について

これまでの保険料負担水準や収支見込額を勘案し、次のとおりとする。

(1) 一般被保険者医療給付費分

令和4年度の被保険者一人あたり保険料については、諮問どおり、
53,515円とすることが適当である。

(2) 後期高齢者支援金等分

令和4年度の被保険者一人あたり保険料については、諮問どおり、
20,484円とすることが適当である。

(3) 介護納付金分

令和4年度の被保険者一人あたり保険料については、諮問どおり、
23,372円とすることが適当である。

2. 保険料賦課限度額について

政令に定める賦課限度額が改正された場合、福岡市においても中間所得者層の保険料負担の軽減を図るため、次のとおり答申する。

(1) 医療給付費分

「医療給付費分の賦課限度額を63万円から65万円に上げる諮問」
については、諮問どおり65万円とすることが適当である。

(2) 後期高齢者支援金等分

「後期高齢者支援金等分の賦課限度額を19万円から20万円に上げる諮問」
については、諮問どおり20万円とすることが適当である。

3. 本協議会の要望事項

(1) 令和元年度に策定した赤字削減・解消計画に基づき、赤字対象となる一般会計繰入金の段階的な削減・解消に取り組んでいるところであるが、一方で保険料の負担が重いとの意見もあるため、市においては、さらなる保険料収入の確保や医療費適正化などの財政健全化に努め、保険者機能等の強化に最大限取り組むよう要望する。

(2) 賦課限度額については、限度額到達所得が高いとは言えないとの意見もあるため、所得階層に応じた賦課限度額の設定など、根本的なあり方について、国へ求めることを要望する。

(3) 国民健康保険においては、都道府県単位化によっても、国民健康保険が抱える構造的な問題の解決には至っておらず、国保財政は引き続き厳しい運営となっている。他の公的医療保険においても高齢化の進展や医療の高度化等により、厳しい財政状況が続いている。

このような中、国民皆保険制度を持続可能な制度とするため、抜本的な医療保険制度改革や国庫等の公費負担のさらなる引上げ等により、財政基盤のより一層の強化を図るよう、国へ強く求めることを要望する。